

第 6 回 調 達 公 告

次のとおり、制限付き一般競争入札(電子入札)を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき、一般競争入札について必要な事項を公告する。

令和7年5月9日

案件番号	工 事 (委 託) 名
1	市立第六中学校校舎棟トイレ改修工事(建築主体工事)
2	市立石津小学校校舎棟トイレ改修工事(建築主体工事)
3	市立第一中学校校舎棟トイレ改修工事(建築主体工事)
4	市立第七中学校校舎棟トイレ改修工事(建築主体工事)
5	市立神田小学校校舎棟トイレ改修工事(機械設備工事)
6	市立木田小学校校舎棟トイレ改修工事(機械設備工事)
7	市立田井小学校校舎棟トイレ改修工事(機械設備工事)
8	市立三井小学校校舎棟トイレ改修工事(機械設備工事)
9	
10	

入札の実施に関する事項は、寝屋川市制限付一般競争入札(電子入札)公告共通事項に定めるところによる。